

フルハーネス型墜落制止用器具の使用には **特別教育の受講**が必要です

フルハーネス着用条件

- ✓ 2M以上の作業床がない高所作業
- ✓ 建設業では5M以上、その他の作業では6.75M以上を超える作業
- ✓ 6.75M以下の場合でも2Mを超える場所で安全対策が取れない場合

対象作業

建物の屋根、足場、橋梁の建設や修理作業
電柱や鉄塔、電気設備での作業
通信塔やアンテナの設置、メンテナンス
クレーンの点検や修理作業
高所での消防、救助活動
高所で行う橋梁の点検や補修
高所にある鉄道信号や電力設備の点検
高層ビルの外壁清掃や窓拭き
高所にある空調設備や照明器具の点検・修理作業
等々...

無資格での作業は

労働安全衛生法違反

 6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金

フルハーネス特別教育を受講するなら...

裏面をチェック





建設資格の **強いミカタ**

飛騨高山 技能講習センター

岐阜労働局登録教習機関



豊富な受講科目



現場経験豊富な
熟練講師



最大100人まで
同時受講可能

飛騨地域初の建設教習トレーニングセンター

建設業界に携わる方に必要な資格を高山市内で取得可能!!
科目受講料や講義日程など詳細な情報はホームページをご覧ください!!



フルハーネス特別教育のご案内

【講習日】 2026年12月11日(金) 【講習時間】 1日/6時間

【受講料】 14,000円/満18歳以上の方

※人材開発支援助成金対象



Safe and high-quality

Masakari



飛騨高山技能講習センター

岐阜県高山市松之木町1278番地1

0577-62-8115 info@htc-masakari.jp

0577-62-8116 https://htc-masakari.jp/